地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月26日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番	発 生	専決処分	損 害 賠	
号	局 名	年月日	償の額	事件の概要
1	経済労働局	30. 9. 6	円 23, 773	平成30年7月10日、東京都稲城市平尾1丁 目48番地先交差点で、本市軽トラックが、通 過しようとした際、右側から走行してきた被 害者所有の普通乗用車と接触し、破損させた もの
2	環境局	30. 9. 6	円 27,857	平成30年6月16日、宮前区初山2丁目6番1号先路上で、本市職員が、作業を行うため本市小型ごみ収集車から降車しようとドアを開けた際、右後方から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させ、及び被害者の衣服を汚損させたもの
3	環境局	30. 10. 22	円 84, 240	平成30年8月11日、被害者宅先丁字路で、 本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと 後退した際、被害者所有の車止めポールに接 触し、破損させたもの
4	高津区 役所	30. 10. 3	円 21,600	平成30年8月17日、被害者所有のアパート 敷地内で、本市小型トラックが、駐車しよう と後退した際、被害者所有の外灯に接触し、 破損させたもの
5	宮前区役所	30. 10. 18	円 240, 332	平成30年8月28日、宮前区菅生6丁目33番19号先路上で、本市道路パトロール車が、後退しようとした際、運転操作を誤って前進したため、駐車していた被害者所有の軽トラックに接触し、破損させたもの

6	麻生区 役所	30. 9. 4	円 98, 600	平成30年6月19日、麻生区多摩美1丁目17番16号先交差点で、本市道路パトロール車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
7	消防局	30. 9.18	円 268, 801	平成30年8月3日、宮前消防署構内で、本 市職員が、本市はしご車を点検するためバス ケット装置を降ろした際、当該バスケット装 置が駐車していた被害者所有の普通乗用車に 接触し、破損させたもの
8	川崎区役所	30. 10. 30	円 111, 186	平成30年7月26日、小田公園で、剪定した 樹木の枝が落下し、隣接する被害者宅敷地内 に駐車していた被害者所有の軽自動車を破損 させたもの

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例 専決処分年月日 平成30年10月31日

公布年月日 平成30年10月31日

川崎市条例第72号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌 を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務 分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように 改正する。

第2条の表高津区の項中「野川の一部(県道東京野川横浜線西側側線(横浜市との境界から市道尻手黒川線南側側線との交点までの区間)、市道尻手黒川線南側側線(県道東京野川横浜線西側側線との交点から県道丸子中山茅ケ崎線西側側線との交点までの区間)、県道丸子中山茅ケ崎線西側側線(市道尻手黒川線南側側線との交点から野川と千年の字界までの区間)、野川と千年の字界及び野川と久末の字界で囲まれた区域並びに字北耕地の一部(375番1、376番1、377番1、381番1から381番15まで、382番から384番まで、385番1から385番3まで、386番、387番1から387番15まで、388番1から388番5まで)、字東耕地の一部(389番1から389番3まで、394番1、394番3から394番8まで、395番1から395番12まで、396番、397番1から397番6まで、398番1から398番3まで、399番1から398番8まで、399番1から398番8まで、404番2から404番11まで、405番から407番まで、408番1から408

番3まで、408番7から408番29まで、409番1から409番3 3まで、410番、411番1、411番3から411番16まで、41 2番、413番1から413番5まで、476番1から476番10まで、 477番1から477番3まで、478番1から478番3まで、479 番1から479番7まで))」を「東野川1丁目、東野川2丁目、北野川」 に改め、同表宮前区の項中「野川の一部(高津区の区域に属する区域を除 く。)」を「野川、野川本町3丁目」に改める。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例(昭和46年川崎市条例第3 9号)の一部を次のように改正する。

本則の表高津区役所橘出張所の項を次のように改める。

		東野川1丁目、東野川2丁目、北野
		川、子母口、子母口富士見台、久末、
高津区役	川崎市高津区千	末長1丁目、末長2丁目、末長3丁
所橘出張	年1,362番	目、末長4丁目、新作1丁目、新作
所	地 1	2丁目、新作3丁目、新作4丁目、
		新作5丁目、新作6丁目、千年、千
		年新町、蟹ケ谷、明津

附則

この条例は、平成30年11月5日から施行する。

訴えの提起

番	専決処分			
号	年月日	被	告	請求の要旨
1	30. 9.10	* *	**	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料63,010円、延滞金及び平成30年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月30,300円の支払を求めるもの
2	30. 9.10	* *	**	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料362,173円、延滞金及び平成30年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月89,200円の支払を求めるもの
3	30. 9.10	* *	* *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,205,200円及び平成18年7月20日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月14,800円の支払を求めるもの
4	30. 9.10	* *	**	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料637,966円、延滞金及び平成30年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月35,000円の支払を求めるもの
5	30. 9.10	* *	**	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料170,733円、延滞金及び平成30年4月11日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月37,600円の支払を求めるもの

6	30. 9.10	**	**	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料317,813円、延滞金及び平成30年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,400円の支払を求めるもの
---	----------	----	----	--